

政令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第三号及び第四号、第十条第二項第四号並びに第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第四号中「及び第二十四号」を「、第二十四号及び第三十三号」に改める。

別表第一第一号イ中(78)を(80)とし、(77)を(79)とし、同号イ(76)中「以上」を「を超えるもの」に、「以下」を「未満」に改め、同号イ(76)を同号イ(78)とし、同号イ中(75)を(77)とし、(72)から(74)までを(74)から(76)までとし、(71)を(72)とし、(72)の次に次のように加える。

(73) メチルターシャリペンチルエーテル

別表第一第一号イ中(70)を(71)とし、(64)から(69)までを(65)から(70)までとし、同号イ(63)中「成る混合物」の下に「並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物」を加え、同号イ(63)を同号イ(64)とし、同号イ中(62)を

(63)とし、(41)から(61)までを(42)から(62)までとし、(40)を削り、(39)を(41)とし、(13)から(38)までを(15)から(40)までとし、(12)の次に次のように加える。

(13) エトキシ化タローアミン（濃度が九十五重量パーセントを超えるものに限る。）

(14) エトキシ化プロポキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。）

別表第一第一号イに次のように加える。

(81) 法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物のうち環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定するもの

別表第一第一号二中「イ、ロ又は」を「イ（81）を除く。）、ロ又は」に、「並びにイ」を「並びにイ（81）を除く。）」に、「第十号」を「第十六号」に改め、「油性混合物（）」の下に「イ（81）に掲げる油性混合物を除き、」を加え、「とイ」を「とイ（81）を除く。）」に改める。

別表第一第二号イ中(441)を(464)とし、(402)から(440)までを(425)から(463)までとし、(401)を(423)とし、(423)の次に次のように加える。

(424) N
メチルアニリン

別表第一第二号イ中(400)を(422)とし、(380)から(399)までを(402)から(421)までとし、(379)を(400)とし、(400)の次に次のように加える。

(401) ポリ(ジアリルジメチルアンモニウムクロライド)溶液

別表第一第二号イ中(378)を(398)とし、(398)の次に次のように加える。

(399) ポリオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体

別表第一第二号イ中(377)を(397)とし、(373)から(376)までを(393)から(396)までとし、(372)を(391)とし、(391)の次に次のように加える。

(392) ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール

別表第一第二号イ中(371)を(390)とし、(319)から(370)までを(338)から(389)までとし、(318)を(336)とし、(336)の次に次のように加える。

(337) フタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物

別表第一第二号イ中(317)を(335)とし、(298)から(316)までを(316)から(334)までとし、(297)を(314)とし、(314)の次に次のように加

える。

(315) パーム核油脂肪酸（蒸留物に限る。）

別表第一第二号イ中 (296) を (313) とし、 (268) から (295) までを (285) から (312) までとし、 (267) を (283) とし、 (283) の次に次のように加える。

(284) ナトリウムメトキシド（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアル

コール溶液に限る。）

別表第一第二号イ中 (266) を (282) とし、 (241) から (265) までを (257) から (281) までとし、 (240) を (255) とし、 (255) の次に次のように加える。

(256) テレフタル酸ジブチル

別表第一第二号イ中 (239) を (253) とし、 (253) の次に次のように加える。

(254) テトラデシルアルコール、デシルアルコール及びドデシルアルコールの混合物

別表第一第二号イ中 (238) を (252) とし、 (237) を (251) とし、 (236) を (249) とし、 (249) の次に次のように加える。
(250) チオ燐酸ジアルキルナトリウム塩溶液

別表第一第二号イ中 (235) を (248) とし、 (224) から (234) までを (237) から (247) までとし、 (223) を (235) とし、 (235) の次に次のように加える。

(236) ジャトロファ油

別表第一第二号イ中 (222) を (234) とし、 (207) から (221) までを (219) から (233) までとし、 (206) を (217) とし、 (217) の次に次のように加える。

(218) ジシクロペンタジエン及びジシクロペンタジエン二量体の混合物（ジシクロペンタジエンの濃度

が八十一重量パーセント以上八十九重量パーセント以下のものに限る。）

別表第一第二号イ中 (205) を (216) とし、 (181) から (204) までを (192) から (215) までとし、 (180) を (190) とし、 (190) の次に次のように加える。

(191) 臭化ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント未満のものに限る。）

別表第一第二号イ中 (179) を (189) とし、 (173) から (178) までを (183) から (188) までとし、 同号イ中「から十八まで」を「以上」に改め、 同号イ (172) を 同号イ (182) とし、 同号イ中 (171) を (181) とし、 (168) から (170) までを (178) から (180) までとし、 (167) を (176) とし、 (176) の次に次のように加える。

(177) シクロペンテン、一・三ペンタジエン及びそれらの異性体の混合物（一・三ペンタジエンの

濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）

別表第一第二号イ中(166)を(175)とし、(117)から(165)までを(126)から(174)までとし、(116)を(124)とし、(124)の次に次のように加える。

(125) ぎ酸セシウム溶液

別表第一第二号イ中(115)を(123)とし、(100)から(114)までを(108)から(122)までとし、(99)を(106)とし、(106)の次に次のように加える。

(107) オクタメチルシクロテトラシロキサソ

別表第一第二号イ中(98)を(105)とし、(97)を(104)とし、(96)を(102)とし、(102)の次に次のように加える。

(103) 塩化アルミニウム及び塩酸の混合物

別表第一第二号イ中(95)を(101)とし、(57)から(94)までを(63)から(100)までとし、(56)を(61)とし、(61)の次に次のように加える。

(62) アルケン酸ポリヒドロキシアルキルエステルのほう酸塩

別表第一第二号イ中(55)を(60)とし、(44)から(54)までを(49)から(59)までとし、(43)を(44)とし、(44)の次に次のように加える。

(45) アルキルトルエン(アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。)

(46) アルキルトルエンスルホン酸(アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。)

(47) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム(アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。)とほう酸カルシウムとの複塩

(48) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩(アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ中(42)を(43)とし、(38)から(41)までを(39)から(42)までとし、同号イ(37)中「十三」を「十」に改め、同号イ(37)を同号イ(38)とし、同号イ中(36)を(37)とし、(19)から(35)までを(20)から(36)までとし、(18)の次に次のように加える。

(19) アセトフェノン及びーフェニルエタノールの混合物(アセトフェノンの濃度が十五重量パーセント)

ント以下のものに限る。)

別表第一第二号二中「前号イ」を「前号イ(81を除く。)」に、「第十号」を「第十六号」に、「同号」を「前号イ(81に掲げる油性混合物を除き、同条第二号」に改める。

別表第一第三号イ(12)中「長鎖アルキルアリアルスルホン酸カルシウム」を「アルキルアリアルスルホン酸カルシウム」に改め、同号イ中(155)を(160)とし、(146)から(154)までを(151)から(159)までとし、(145)を(149)とし、(149)の次に次のように加える。

(150) リグニンスルホン酸マグネシウム塩溶液

別表第一第三号イ中(144)を(148)とし、(119)から(143)までを(123)から(147)までとし、(118)を(121)とし、(121)の次に次のように加える。

(122) ポリエチレングリコールメチルブテニルエーテル(分子量が千を超えるもの及びその混合物に限る。)

別表第一第三号イ中(117)を(120)とし、(76)から(116)までを(79)から(119)までとし、(75)を削り、(74)を(78)とし、(71)から(73)までを(75)から(77)までとし、同号イ(70)中「二・二 ジメチルプロパン一・三 ジオール」の下に「及びその溶

液」を加え、同号イ(70)を同号イ(74)とし、同号イ中(69)を(73)とし、(50)から(68)までを(54)から(72)までとし、(49)を(52)とし、(52)の次に次のように加える。

(53) 酢酸ナトリウム、しゅう酸ナトリウム及びリグニン（木材から生成するものに限る。）の混合物
別表第一第三号イ中(48)を(51)とし、(34)から(47)までを(37)から(50)までとし、(33)を(35)とし、(35)の次に次のように加

える。

(36) ぎ酸の混合物（ぎ酸ナトリウムの含有量が二十五重量パーセント以下であつて、プロピオン酸の含有量が十八重量パーセント以下のものに限る。）

別表第一第三号イ中(32)を(34)とし、(25)から(31)までを(27)から(33)までとし、(24)を削り、(23)を(24)とし、(24)の次に次のように加える。

(25) 塩化アンモニウム溶液（濃度が二十五重量パーセント未満のものに限る。）

(26) 塩化カリウム溶液（濃度が二十六重量パーセント以上のものに限る。）

別表第一第三号イ中(22)を(23)とし、(21)を(22)とし、(20)の次に次のように加える。

(21) 二 エチルブタンジニトリル及び二 メチルグルタロニトリルの混合物（二 エチルブタンジニ

トリルの濃度が十二重量パーセント以下のものに限る。)

別表第一第三号二中「第一号イ」を「第一号イ(81を除く。)(」に、「同号」を「第一号イ(81に掲げる油性混合物を除き、同条第二号」に改める。

別表第一の二中第十五号を第二十一号とし、第八号から第十四号までを六号ずつ繰り下げ、第七号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 二酸化けい素

別表第一の二第六号を同表第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 炭酸カルシウム

十一 炭酸水素ナトリウム溶液(濃度が十重量パーセント未満のものに限る。)

別表第一の二中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 グリセリンエトキシラート

別表第一の二第一号を同表第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 塩化カリウム溶液（濃度が二十六重量パーセント未満のものに限る。）
- 二 オレンジ果汁

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十六年六月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

一・四 ジオキサンを含む廃棄物を適正に処理するため、水底土砂であつて一・四 ジオキサンを含むものの排出方法に関する基準を定めるとともに、国際海事機関における危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則の内容の変更に伴い、海洋環境の保全の見地から有害である物質等としてエトキシ化タローアミン等を加える等の必要があるからである。